

⑤水産業

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑤水産業	作成年月
目	(ii) 科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋生物委員会において、東日本大震災を踏まえた東北海洋生態系研究について検討し、平成 23 年 9 月に取りまとめた「海洋生物資源に関する研究の在り方について」に、海洋生態系の再生に向けて今後大学等が実施すべき事項を盛り込んだ</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を回復させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、第3次補正予算において、大学や研究機関等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を形成し、東北沖の海洋生態系調査研究及び新たな産業の創成に資する技術開発の実施を検討中(20 億円)。合わせて、東北の海洋生態系の調査を行うための船舶の建造を予定(110 億円)。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>海洋生態系の再生には 10 年程度、新たな技術の開発には 5 年程度かかることから、継続して上記の取組みを実施する予定(平成 24 年度概算要求額: 15 億円)。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>海洋生態系変動メカニズムの解明と大学等の技術シーズをもとにした革新的な技術開発を通じて、東北沖の漁場の回復と産業の復興を図る。</p>		

漁船の復旧・復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(i)、(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船・漁具等の建造等を支援。 ○ 漁船・漁具等の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。 ○ 補助事業の交付決定前であっても4月1日以降に建造等着手したものは補助対象とすることとし柔軟に対応。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地では共同利用漁船等の建造・導入が順次進んでおり、被災県への補助金交付を着実に実施。 ○ 今年度中に、漁船保険等による自力復旧を含めて約6千隻を復旧予定。 ○ 漁船等の復旧に併せて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業を行う漁協等を支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、沿岸漁業の漁船・漁具等について建造等を支援する。 ○ 引き続き、各地域に漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 25年度までに、再開を希望する全ての漁業者は漁業協同組合等が導入した漁船を利用して漁業を再開することが可能となる。 ○ 被災漁船は約2万5千隻余りであり、漁船保険等による自力復旧も含めて25年度までに1万2千隻余りの漁船を復旧させることを目途とする。 ○ 併せて、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換が図られ、終了段階で償却前利益が黒字となった計画が27年度までに24件以上実施されることを目標とする。 		

水産加工・流通業の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(i)、(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の漁業が最盛期を迎える秋までに間に合う応急的復旧のため、製氷施設や冷凍冷蔵施設等共同利用施設の修繕等を支援。 ○ 本事業で水産業共同利用施設の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。 ○ 補助事業の交付決定前でも4月1日以降に着手したものについては、補助対象とすることとして柔軟に対応。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 水産加工・流通施設の復旧・復興支援を推進。被災した加工・流通施設(約 3,000 施設)のうち、再開希望者の概ね5割の復旧に取り組むことを目途とする。 ○ また、水揚げが本格的に再開されるまでの当面の間、加工原料の確保等も緊急的に支援する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6次産業化の取組みも視野に入れ、引き続き水産加工・流通施設の復旧・復興支援を推進。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した加工・流通施設は、本事業により業務を再開でき、被災地域からの水産物の安定供給が可能となる。 ○ 27年度までに被災した加工・流通施設(約 3,000 施設)のうち再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目途とする。 		

種苗生産体制の再構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年春のさけ・ますの種苗放流を可能とするため、緊急対策として、仮設飼育池の整備等の支援。 ○ 事業実施を促進するため、5月上旬に関係道県に対し説明会を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁場・資源の回復を図るための種苗放流への支援として、 <ul style="list-style-type: none"> ① さけ・ます、ひらめ、あわび、うに類等の種苗生産施設の復旧や統合、再編等の整備に対する支援。 ② 種苗生産施設の復旧等までの間、他県からの放流用種苗の調達等を支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、漁場・資源の回復を図るための種苗放流への支援として、種苗生産施設の整備に対する支援やその間の放流用種苗の調達等を支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ さけ・ます、ひらめ、あわび、うに類等の栽培漁業対象種の放流用種苗生産について、27年度までに、被災前の生産水準への回復を目指す。 		

漁業権に関する特区制度		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(v)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災3県に対し、特区制度の必要性等について意見を聴くとともに、漁業者団体等に対しても、特区制度に係る検討状況を説明し、地元漁業者主体の復興に向け、意見交換を実施。</p> <p>○ これらを受け、東日本大震災復興特別区域法案(平成 23 年 10 月 28 日閣議決定。以下「特区法」という。)において、漁業権に関する特区制度を創設。</p> <p>＜漁業権に関する特区制度の概要＞</p> <p>地元の漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められるときに、県が特定区画漁業権の免許事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① すぐに事業を開始できる具体的な計画を有している ② 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出 ③ 他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがない <p>等の基準を満たす地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人について、漁業法第18条の規定(優先順位の規定)の適用を除外し、第1順位として特定区画漁業権に係る免許をすることができるものとする。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 特区法成立後、施行日(公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日)までの間に通達の策定等を行う。</p> <p>○ 特区法成立後、被災地域へ制度の周知を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 本制度について、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 地元漁業者主体による迅速な養殖業の再開に向けた取組を支援。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑤水産業	作成年月
目	(iii)	平成23年 11月
これまでの取組み		
<p>・政府系金融機関による金融支援制度や中小企業等復旧・復興支援補助制度の活用に係る支援等、産業横串の支援制度を積極的に活用した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・中小企業等復旧・復興支援補助制度の活用等の支援を継続して実施。 ・経営・施設・設備・生産能力について、ハード、ソフトの両面から、集約・協業化等による高度化・新事業の創出を推進し、地域の復興を支え、かつ防災性を兼ね備えた「強い造船産業」の復興を図る。具体的には、臨海産業としての防災指針の策定、集約・協業化等を通じた造船高度化プランの策定支援及び高度な小型漁船建造技能を有する人材育成支援を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・上記による各地域における造船高度化プランに基づき、その円滑な実施に向けて、関係機関との調整等について、きめ細やかな支援を実施。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・地域に集積する造船産業について、ハード及びソフトの両面から施設及び人材に係る高度化、効率化を推進し、将来にわたる産業集積の維持と発展のための産業基盤を確保する。</p>		